

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び別府市契約事務規則（平成2年別府市規則第46号）第22条の規定に基づき公告する。

平成 30 年 7 月 9 日

別府市長 長野 恭 紘

- 一 本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。
電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか別府市電子入札運用基準による。

第1 競争入札に付する事項	
1 工事名	別府市庁舎空調熱源設備改修工事
2 工事場所	別府市上野口町1番15号
3 工期	平成31年6月28日
4 工事概要	機器設備工事 一式 配管設備工事 一式 都市ガス設備工事 一式 自動制御設備工事 一式 撤去工事 一式
5 予定価格	¥309,599,280－（消費税及び地方消費税を含む。） ¥286,666,000－（消費税及び地方消費税を除く。）
6 最低制限基準価格	落札決定後に公表する。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たす**特定建設工事共同企業体**（以下「共同企業体」という。）であること。

(1) 共同企業体の資格要件

区分		要件
1	構成員の数	3者以内とする。
2	構成員の組合せ	第2の(2)の要件を満たす代表構成員1者と、第2の(3)の要件を満たすその他構成員の組合せとする。なお、共同企業体の構成員は、当該工事の他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された事業協同組合は、共同企業体の構成員になることはできない。
3	結成方法	自主結成とする。
4	出資比率	すべての構成員が、2者の場合は30%以上、3者の場合は20%以上の出資比率であること。 代表構成員は、当該共同企業体の構成員のうち出資比率が最大であること。
5	存続期間	(1) 当該工事の請負契約の相手方となった共同企業体 成立してから、当該工事の完成後3箇月間存続するものであること。 (2) 当該工事の請負契約の相手方とならなかった共同企業体 成立してから、当該工事の請負契約が締結された日まで存続するものであること。

(2) 代表構成員の要件

代表構成員は、次の 1 及び 2 の要件を満たしていること。

1 企業

次に掲げる条件をすべて満たすものであること。

区分		要件	備考
(1)	資格業種	管工事	別府市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示（昭和 55 年別府市告示第 176 号）による入札参加資格認定を受けている者であること。
(2)	格付	A 等級	
(3)	許可区分	特定建設業の許可を有すること。	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条関係
(4)	建設業法に基づく本店等の所在地	別府市内に本店があること。	本店とは建設業法に基づく主たる営業所
(5)	総合評定値（P 点）	当該共同企業体の構成員のうち最大であること。	平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの間（合併等により別府市が入札参加資格の承認又は再認定を認めた場合は、この限りではない。）の決算日を基準とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載されている管工事における総合評定値（P 点）
(6)	企業の施工実績	—	

2 配置予定技術者

次に掲げる条件をすべて満たす監理技術者を専任で配置できること。

(1)	国家資格等	建設業法第 26 条に規定される上記 1 の (1) の業種に係る技術者の資格を有する者であること。
(2)	監理技術者資格等	上記 1 の (1) の業種に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者であること。
(3)	雇用関係	当該入札の申込日以前に 3 箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者

(3) その他構成員の要件

その他構成員は、次の 1 及び 2 の要件を満たしていること。

1 企業

次に掲げる条件をすべて満たすものであること。

区分		要件	備考
(1)	資格業種	管工事	別府市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等に関する告示（昭和 55 年別府市告示第 176 号）による入札参加資格認定を受けている者であること。
(2)	格付	A 等級	
(3)	許可区分	特定建設業又は一般建設業の許可を有すること。	建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条関係
4	建設業法に基づく本店等の所在地	別府市内に本店があること。	本店とは建設業法に基づく主たる営業所
5	総合評定値（P 点）	—	
6	企業の施工実績	—	

2 配置予定技術者

次に掲げる条件をすべて満たす監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できること。

(1)	国家資格等	建設業法第 26 条に規定される上記 1 の (1) の業種に係る技術者の資格を有する者であること。
(2)	監理技術者資格等	監理技術者を配置する場合は、上記 1 の (1) の業種に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証（監理技術者講習修了履歴）を有する者であること。
(3)	雇用関係	当該入札の申込日以前に 3 箇月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係がある者

第3 入札手続等

1	担当課	別府市 総務部 契約検査課 住所：大分県別府市上野口町1番15号 電話：0977-21-1264	
2	公告内容の 交付期間等	(1) 交付期間	平成30年7月10日（火）から 平成30年8月7日（火）まで の開庁日の午前8時30分から午後5時まで。
		(2) 交付場所	別府市 総務部 契約検査課
		(3) 交付方法	交付については、直接交付を行うほか、電子入札システムによるものとする。
3	設計図書等の 閲覧期間等	(1) 閲覧期間	平成30年7月10日（火）から 平成30年8月7日（火）まで の開庁日の午前8時30分から午後5時まで。
		(2) 閲覧場所	別府市役所3階 閲覧室
		(3) 閲覧方法	閲覧方法は(2)で示す場所における電子閲覧のほか、電子入札システムにおける設計図書等閲覧（以下「設計図書等閲覧」という。）によるものとする。 設計図書等の貸出しは一切行わない。
4	設計図書等の 質疑応答等	(1) 提出期間	平成30年7月10日（火）から 平成30年8月1日（水）まで の開庁日の午前8時30分から午後5時まで。
		(2) 提出場所	建設部 施設整備課（工事担当課） 住所：別府市上野口町1番15号 電話：0977-21-1111（内線：3337）
		(3) 提出方法	書面で持参すること。
		(4) 回答書の 閲覧期間	遅くとも、(1)の提出期間の末日から起算して3開庁日後から 平成30年8月7日（火）まで の開庁日の午前8時30分から午後5時まで。
		(5) 回答書の 閲覧方法	設計図書等閲覧によるものとする。

5	共同企業体の登録	(1) 提出期間	平成 30 年 7 月 10 日 (火) から 平成 30 年 7 月 19 日 (木) までの開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。								
		(2) 提出場所	別府市 総務部 契約検査課								
		(3) 提出方法	書面は持参して提出すること。 ※郵送又は電送によるものは受け付けない。								
		(4) 提出資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 共同企業体協定書の写し ・ 全構成員の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し (基準日が平成 28 年 10 月 1 日から平成 29 年 9 月 30 日までの間 (合併等により別府市が入札参加資格の承認又は再認定を認めた場合は、この限りではない。)) のもの ・ 協定書は設計図書等閲覧にアップされた様式を必ず使用して提出し、電子入札システムの登録を受けなければならない。 								
6	競争入札参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料 (以下「申請書等」とう。) の提出	(1) 提出期間	平成 30 年 7 月 20 日 (金) から 平成 30 年 8 月 2 日 (木) までの開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。								
		(2) 提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、電子入札システムによる。 ・ 申請書等の提出は、5 の登録を受けた共同企業体として電子入札システムで行わなければ、以降の入札書提出等の電子入札システムでの処理が無効又は失格となるので留意すること。 ・ 当該申込書等の提出時に使用する IC カードは、当該共同企業体の代表構成員の IC カードでなければならない。 <p>※添付する書類の作成アプリケーション及びバージョンは次のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用アプリケーション</th> <th>ファイル形式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Microsoft Word</td> <td>Word97からWord2007 までのバージョンでの保存</td> </tr> <tr> <td>Microsoft Excel</td> <td>Excel97からExcel2007 までのバージョンでの保存</td> </tr> <tr> <td>その他のアプリケーション</td> <td>PDFファイル(Acrobat3からAcrobat 10までのバージョンで作成のもの) テキストファイル L Z Hファイル</td> </tr> </tbody> </table>	使用アプリケーション	ファイル形式	Microsoft Word	Word97からWord2007 までのバージョンでの保存	Microsoft Excel	Excel97からExcel2007 までのバージョンでの保存	その他のアプリケーション	PDFファイル(Acrobat3からAcrobat 10までのバージョンで作成のもの) テキストファイル L Z Hファイル
		使用アプリケーション	ファイル形式								
Microsoft Word	Word97からWord2007 までのバージョンでの保存										
Microsoft Excel	Excel97からExcel2007 までのバージョンでの保存										
その他のアプリケーション	PDFファイル(Acrobat3からAcrobat 10までのバージョンで作成のもの) テキストファイル L Z Hファイル										
(3) 提出資料等	提出資料及び作成方法等は第 8 による。										

7	入札書の提出	(1) 提出期間	平成 30 年 8 月 3 日 (金) から 平成 30 年 8 月 7 日 (火) まで の開庁日の午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。
		(2) 入札方法等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則、電子入札システムによる。 ・ 入札回数は、2 回を限度とし、初回の入札において落札候補者がいない場合は、直ちに再度の入札を行う。 ・ 入札書の提出に際しては、代表構成員の IC カードを必ず使用すること。
		(3) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
8	開札	(1) 予定日時	平成 30 年 8 月 8 日 (水) 9 時 10 分
		(2) 開札場所	別府市役所 3 階 入札室
		(3) 開札の立会	別府市電子入札立会要領によるものとする。

第 4 積算内訳書の作成等

1	この入札は、別府市建設工事積算内訳書取扱要領 (平成 21 年別府市告示第 293 号) を適用する。
2	入札に際し、入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。
3	様式は、設計図書等閲覧にアップされた様式を参照し作成すること。
4	提出の方法は原則、電子入札システムによるものとする。ただし、再度の入札を行う場合は持参するものとする。
5	<p>積算内訳書の作成に当たっての留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 積算内訳書の記載レベルは、閲覧用設計書 (金額抜き) に対応した同一レベルの項目を記載すること。 (2) 表紙には、住所、商号又は名称、代表者又は受任者氏名、工事名及び工事場所を必ず記載すること。また、本工事費内訳書も記載例に準じ、必ず作成すること。 なお、捺印は、電子入札システムにより提出する場合は不要とする。 (3) 工事価格算出の際に、一括して値引きをしてはならない。ただし、種別内訳内での値引き及び調整は可とする。 (4) 入札書に記載された金額が工事価格の端数を調整又は処理された金額でないこと。 ただし、千円未満の端数は除く。 (5) 直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計が工事価格と一致していること。 (6) 積算内訳書提出後の差替え、再提出又は撤回はすることができない。

第5 入札参加事項の共通事項

1	入札参加制限の有無	地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく別府市の入札参加制限を受けていない者であること。
2	指名停止の有無	公告日から開札予定日の前日までの間のいずれの日においても別府市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（昭和60年別府市告示第76号。以下「指名停止等措置要領」という。）の規定に基づく指名停止期間中でないこと。
3	不渡りの有無	開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
4	破産手続き等の有無	破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項若しくは第19条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定したものを除く。）でないこと。
5	電子入札の登録	別府市への電子入札システムの利用者登録をしている者であること。

第6 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

1	説明の請求	競争参加資格がないと認められた者は、第7の4の(2)ただし書きの通知を受けた日の翌日から起算して7日以内に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認めた理由についての説明を書面（様式は任意）を持参して求めることができるものとする。 なお、郵送又は電送によるものは受け付けない。 提出場所は、第3の1の担当課とする。
2	回答	説明の請求に対する回答は、説明の請求を受けた日の翌日から起算して8日以内に、書面により行う。

第7 その他の事項

1	現場説明会	実施しない。
2	最低制限価格	この入札は、別府市建設工事契約に係る最低制限価格制度試行要領（平成21年別府市告示第187号）を適用する。
3	入札保証金及び契約保証金	<p>(1) 入札保証金 免除</p> <p>(2) 契約保証金 納付</p> <p>ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。</p> <p>なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は契約金額の100分の10以上とする。</p>
4	事後審査及び落札決定	<p>(1) 開札後は、最低価格入札者の入札額、業者名を公表の上、落札者の決定を保留し開札を終了する。</p> <p>(2) 開札終了後、積算内訳書について審査し、有効な入札を行った者を確定した後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者の申請書等を審査する。</p> <p>最低価格入札者が競争参加資格を満たしていることを確認した場合には、最低価格入札者を落札者とし、競争参加資格を満たしていないと確認した場合には、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者（以下「次順位者」という。）の競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とするものとする。</p> <p>ただし、次順位者が、競争参加資格を満たしていない場合には、順に同様の手続を行うものとし、競争参加資格を満たしていない者が行った入札については、無効としその結果を通知する。</p> <p>なお、落札者を決定した場合は、直ちに入札参加者に対し通知を行うとともに、当該入札結果を公表するものとする。</p> <p>(3) 落札者の決定は、原則として開札日から起算して3開庁日が経過する日までに行うものとする。</p> <p>(4) 前3項にかかわらず、最低の価格で入札した者が競争参加資格を有しないと確認された場合、別府市建設工事契約に係る最低制限価格制度試行要領の規定に基づく審査を実施する場合又は、別府市建設工事積算内訳書取扱要領の規定に基づく調査を実施する場合は、この限りではない。</p>
5	契約書作成の要否	要
		<p>次の各号の一に該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。</p> <p>(1) 入札者としての資格のない者のした入札</p> <p>(2) 競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札</p> <p>(3) 同一の入札について2以上の入札をした者の入札</p> <p>(4) 同一の入札について2以上の入札者の代理人となった者のした入札</p> <p>(5) 入札金額を訂正した入札</p> <p>(6) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札</p> <p>(7) 電子入札にあっては、契約当事者が指定する認証方法を用いない者のした入札</p>

6	入札の無効	<p>(8) 電子入札にあっては、契約担当者の使用に係る電子計算機に到着した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札</p> <p>(9) 公告に示した競争参加資格のない者又は資料に虚偽の記載をした者の入札</p> <p>(10) 入札金額に対応した積算内訳書を正当な理由なく提出期限までに提出しなかった者のした入札</p> <p>(11) 申請書等及び積算内訳書の説明を求めた場合において、正当な理由なくこれを拒否した者のした入札</p> <p>(12) 開札予定日時までに、書面により「競争参加者としての資格を満たさなくなった（配置予定技術者の配置が困難となった場合等）。」旨の申し出があった者のした入札</p> <p>(13) 当該入札において談合情報が寄せられ、以下により談合があったものと認定された場合（談合情報と落札候補者が一致している場合で、次のアからエのいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とし、原則として当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で再度公告を行うものとする。 ア 当該談合情報における落札予定金額（率）（以下「落札予定金額（率）」という。）が入札結果と一致している場合 イ すべての入札参加者（共同企業体にあつては、その組合せ）が、入札結果と一致している場合 ウ 入札結果と落札予定金額（率）との差額が僅少で、入札結果又は積算内訳書に不自然な事実がある場合 エ その他談合の事実を示す具体的な物証又は証言がある場合</p> <p>(14) その他入札開始前の注意事項又は入札に関する条件に違反した入札</p>
7	支払い条件	<p>前 払 金 有 平成30年度 1 回（当該会計年度の出来高予定額の40%以内） 平成31年度 1 回（当該会計年度の出来高予定額の40%以内）</p> <p>中間前払金 有 平成30年度 1 回（当該会計年度の出来高予定額の20%以内） 平成31年度 1 回（当該会計年度の出来高予定額の20%以内）</p> <p>部 分 払 有 平成30年度 1 回 平成31年度 1 回</p>
		<p>(1) この公告に定めのない事項については、別府市要件設定型一般競争入札実要領（平成19年別府市告示第233号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、別府市契約事務規則その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。</p> <p>(2) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。</p> <p>(3) 契約担当者は、開札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。 この場合、契約担当者は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。 ア 指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けたとき（指名停止等措置要領に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む。） イ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。</p> <p>(4) 契約担当者は、落札決定後、契約締結（議会案件の場合は、仮契約後の議会議決）までの間に落札者が、(3)のア又はイのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消又は仮契約の解除を行うことができるものとする。 この場合、契約担当者は落札決定の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。</p> <p>(5) 契約担当者は、契約締結後において、落札者が(3)のア又はイのいずれかに該当した場合は、契約の解除を行うことができるものとする。</p>

8	その他	<p>(6) 落札者（落札候補者、最低価格入札者、仮契約者及び契約者を含む。）は、入札後に(3)のア又はイのいずれかに該当した場合は、契約担当者に速やかに申し出ること。</p> <p>(7) 当該工事に係る下請負契約については、別府市内の本店を有する者を優先して活用するよう努めること。</p> <p>(8) 当該工事に係る工事材料納入契約を締結する場合には、納入契約の相手方を別府市内に本店を有する者のうちから選定するよう努めること。</p> <p>(9) 当該入札に参加しようとした者の名称並びに、その者のうち当該入札に参加させなかった者の名称及びその理由を競争入札参加資格確認後に公表する。</p> <p>(10) 入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。</p> <p>(11) 当該工事の施工に当たっては、別府市公共工事請負契約約款第54条に基づき、以下により工事着手前に請負業者賠償責任保険に必ず加入しなければならない。</p> <p>ア 補填限度額</p> <table data-bbox="555 701 1299 842"> <tr> <td>対人賠償</td> <td>・ 被害者1名当たりの填補限度額</td> <td>1億円以上</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・ 1事故全体の填補限度額</td> <td>2億円以上</td> </tr> <tr> <td>対物賠償</td> <td>1事故全体の填補限度額</td> <td>3千万円以上</td> </tr> <tr> <td>免責金額（自己負担額）</td> <td></td> <td>10万円以内</td> </tr> </table> <p>イ 被保険者名 発注者、受注者、全下請負人とする。</p> <p>ウ 被保険者間交差責任担保特約条項を附帯すること。</p> <p>エ 填補する期間は契約工期及び終了日から14日を含むものとする。</p> <p>(12) 当該工事は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成2年別府市条例第17号）第2条の規定に該当するので、落札者とは、仮契約を締結し、議会の議決を経た後に正式契約となるものである。 なお、議会の議決を得られなかったことにより落札者に損失が生じても、本市は、一切の責めを負わない。</p> <p>(13) その他不明な点は、別府市総務部契約検査課まで照会のこと。</p>	対人賠償	・ 被害者1名当たりの填補限度額	1億円以上		・ 1事故全体の填補限度額	2億円以上	対物賠償	1事故全体の填補限度額	3千万円以上	免責金額（自己負担額）		10万円以内
対人賠償	・ 被害者1名当たりの填補限度額	1億円以上												
	・ 1事故全体の填補限度額	2億円以上												
対物賠償	1事故全体の填補限度額	3千万円以上												
免責金額（自己負担額）		10万円以内												

第8 申請書等の作成

申請書等作成にあたっては、下表による。

作成事項	提出様式	添付資料・注意事項
1 競争入札参加資格確認申請書	様式第1号 (その2)	<ul style="list-style-type: none"> 提出する場合は、申請者の捺印後の様式をスキャニング等で作成したファイルとして行うこと。
2 競争参加資格状況表	様式第2号 (その2)	
(1) 本店等所在地		<ul style="list-style-type: none"> 記載の必要なし
(2) 発注業種の認定状況		<ul style="list-style-type: none"> 業種及び格付を記載すること。
(3) 経営事項審査		<ul style="list-style-type: none"> 発注業種に係る総合評定値（P点）を記載すること。 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写しを添付すること。（提出済み）
(4) 履行実績		<ul style="list-style-type: none"> 記載の必要なし
(5) 配置予定技術者	<ul style="list-style-type: none"> 様式第4号を添付すること。 	
3 履行実績	様式第3号	
(1) 工事名称等		—
4 配置予定技術者の資格・建設工事経験等	様式第4号	<ul style="list-style-type: none"> 代表構成員にあつては第2の(2)の2、その他の構成員にあつては第2の(3)の2の要件をすべて満たす技術者を構成員別に届出ること。
(1) 配置予定技術者		<ul style="list-style-type: none"> 企業と配置予定技術者との雇用関係が、当該入札の申込日以前に3箇月以上雇用されていることが確認できる資料の写し（健康保険被保険者証の写し等）を添付すること。
(2) 保有する資格		<ul style="list-style-type: none"> 代表構成員にあつては第2の(2)の2、その他の構成員にあつては第2の(3)の2に示す要件をすべて満たしていることが確認できるよう配置予定技術者の資格を記載すること。 免許・資格者証等の写しを添付すること。
(3) 施工経験	<ul style="list-style-type: none"> 記載の必要なし。 	

<p>5 その他留意事項</p> <p>(1) 配置予定技術者に係る注意事項</p>	<p>—</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の候補者 配置予定の技術者として複数の候補者がある場合は、複数の候補者を届け出ることができる。 ・ 重複の候補者 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札した場合等、配置予定の技術者を確実に配置することができると判断できない場合は入札してはならず、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札をした場合においては、指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。 ・ 専任性違反 落札決定後、CORINS等により配置予定の技術者の専任性違反の事実が確認された場合は、契約を締結しないことがある。 ・ 配置予定技術者の交代 契約に当たっては様式第4号により提出した配置予定技術者を配置するものとし、当該配置予定技術者の交代については、死亡、傷病、退職等のようなやむを得ない場合を除き、これを認めない。病気等の理由により、配置予定技術者を変更する場合は、第2の(2)の2並びに第2の(3)の2に示す基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。
<p>(2) 申請書等作成に係る留意事項</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該様式が添付されていない場合（記載すべき事項に記載がない場合及び未記入の場合を含む。）及び提出された資料により競争参加資格が確認できない場合には、その者のした入札を無効として取り扱う。 ・ 様式は、設計図書等閲覧にアップされた様式を必ず使用すること。 ・ 添付書類がある場合は、スキャニング等で作成したファイルとして添付すること。 ・ 電子入札システムにおける添付データについては、容量の制限（10MB）があるので十分留意すること。 ・ 申請書等の提出を電子入札システムで行わなければ、以降の入札書提出等の電子入札システムでの処理ができなくなるので留意すること。

